

研究倫理委員会規程（'08.2.14、'10.6.17、'15.2.19、'22.1.25、'23.1.31）

（設置）

第1条 神戸松蔭女子学院大学に「研究倫理委員会」（以下「委員会」と記す。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、本学教員並びにその指導する学生が行う研究又はその成果の公表が倫理綱領（健康、人権、プライバシー及び尊厳）を遵守して行われることを目的として、研究計画の内容を倫理的観点から審査する。

（任務）

第3条 人間を直接の対象とする研究を行おうとする教員が該当する研究計画を提出したものについて審査する。

- 2 学生の研究の場合は、それを指導する教員が倫理審査を必要とすると判断した時に、所属する学科若しくは大学院専攻で判定を受けた上で委員会に審査を申請する。
- 3 委員会は申請された研究計画の内容が倫理綱領を遵守しているかどうかを別に定める内規に従って審査・判定する。
- 4 倫理綱領に違反する研究を行った場合の裁定案を答申する。
- 5 研究倫理委員会規程及び関連する内規の改廃について審議する。
- 6 その他、委員会が必要と認める業務を行う。

（組織）

第4条 委員会は教務部所管の専門委員会とする。

- 2 委員会は以下の委員をもって組織する。
(1)副学長（研究倫理担当）(2)学部長 (3)研究科長 (4)委嘱による職員1名 (5)学外者2名
- 3 委員長は、前項の規定にかかわらず性別や研究分野の構成に応じて若干名の委員を指名することができる。
- 4 委員会は、審査分野に応じて若干名の委員を指名することができる。
- 5 副学長は委員長として委員会を招集し、その議長となる。
- 6 学長は、必要に応じて委員会に出席することができる。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

（その他）

第6条 委員会の審査に関連する内規を別に定める。

附 則 この規程は2023年4月1日より改正施行する。

本規程における「人間を直接の対象とする研究」とは以下のものを含む。

- (1) 人間を被験者として行う実験研究
- (2) 人間を被験者として行うアンケート又は面接調査研究
- (3) 医学、心理学、教育学その他における臨床実践に基づく研究

本規程における委員会の構成は、副学長（研究倫理担当）、学部長、研究科長を含み、次に挙

げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
- (4) 本学に所属しない者が複数含まれていること。
- (5) 男女両性で構成されていること。
- (6) 5名以上であること。

上記(1)から(3)までに挙げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

倫理綱領

本学独自の倫理綱領を策定するのではなく、申請者若しくは指導教員が所属している学会の倫理綱領を使う。